平成２８年（フ）第７００号
横浜市神奈川区片倉２丁目58番１号　102号、旧住所横浜市鶴見区江ケ崎町８番17―305号
破産者　大山　　忍
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８号
新潟県新発田市板山2935番地
破産者　佐藤　時江
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第６８号
金沢市粟崎町ホ19番５　アカシア寮、住民票上の住所石川県羽咋郡宝達志水町子浦レ122番地
破産者　寺島　眞吾
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７６号
金沢市泉本町４丁目65番地　ミチアンネタージュ103号
破産者　寺西　之彦
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７７号
長野県上田市上田1850番地４
破産者　市村　美明
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第４３号
静岡県富士市厚原1514番地の３
破産者　井出　真樹
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第４７号
静岡県富士市中里948番地の10
破産者　土屋　光章
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第９７４号
京都市南区吉祥院西ノ茶屋町52番地の３
破産者　ＪＡＣタカギこと　髙木　保典
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１６０号
京都府向日市寺戸町乾垣内５番地の２　Ｆｅｓｐａ京都204号、前住所京都市西京区大原野上里男鹿町19番地17
破産者　乾　　琢嗣
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１８２号
京都市上京区中長者町通室町西入東長者町545番地１　プレパレス青山301号
破産者　アカラ一級建築士事務所こと　新庄　雅子
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１号
山口県宇部市大字西岐波1741番地11
破産者　楠田　恵久
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第４９号
福岡県久留米市城島町浮島249番地２
破産者　菊池　清人
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第５０号
福岡県久留米市城島町浮島249番地２
破産者　菊池　千鳥
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１３２号
熊本県合志市幾久富1909番地634、前住所福岡県三井郡大刀洗町大字鵜木1440番地113ラシーヌ大刀洗弐番館202
破産者　村山　　清
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３３号
熊本県合志市幾久富1909番地634、前住所福岡県三井郡大刀洗町大字鵜木1440番地113ラシーヌ大刀洗弐番館202
破産者　村山　範子
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４２号
茨城県つくば市学園の森２丁目37番地１　レオネクストうめの木303号
破産者　飯塚千代子（旧姓田中）
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１２２６号
さいたま市浦和区元町３丁目３番１号　リブ元町203
破産者　相馬　正大
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３４号
さいたま市大宮区天沼町１丁目70番地１　天沼寮110号室、旧住所さいたま市見沼区大字蓮沼1481番地１　サンライトコーポ蓮沼205号
破産者　沢村　重喜
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係